

# 荷役作業時の 災害防止対策等について

葛城労働基準監督署

## 令和6年 業種別労働災害発生状況（前年同期対比）

《確定値》

業 種	区 分	令和6年			令和5年			死傷者数増減状況	
		増減数	増減率 (%)		増減数	増減率 (%)		増減数	増減率 (%)
全	産 業 合 計	6	1,418	(115)	4	1,736	(366)	-318	-18.3%
製	造 業		272			307	(5)	-35	-11.4%
鉱	業		0			0		0	—
建	設 業	1	117		1	127		-10	-7.9%
	土 木 工 事 業	1	25			35		-10	-28.6%
	建 築 工 事 業		72		1	68		4	5.9%
	木 造 家 屋 建 築 工 事 業		25			16		9	56.3%
	そ の 他 の 建 設 業		20			24		-4	-16.7%
運	輸 交 通 業		143			157	(2)	-14	-8.9%
	道 路 貨 物 運 送 業		124			135		-11	-8.1%
貨	物 取 扱 業		3			3		0	0.0%
林	業		18		1	22		-4	-18.2%
商	業	2	210	(1)	1	255	(15)	-45	-17.6%
保	健 衛 生 業	1	325	(114)		575	(341)	-250	-43.5%
接	客 娯 楽 業	1	97			92		5	5.4%
清	掃 ・ と 畜 業		68			53		15	28.3%
警	備 業		18			15		3	20.0%
上	記 以 外 の 各 種 事 業	1	147		1	130	(3)	17	13.1%

《注1》この統計は、労働者死傷病報告に基づく。（両年とも月末日までに機械入力処理した報告の集計である。）

《注2》□の数字は、死亡者数を内数で示している。

《注3》（ ）の数字は、新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者数を内数で示している。

※ 参考：陸上貨物運送事業		127			138		-11	-8.0%
---------------	--	-----	--	--	-----	--	-----	-------

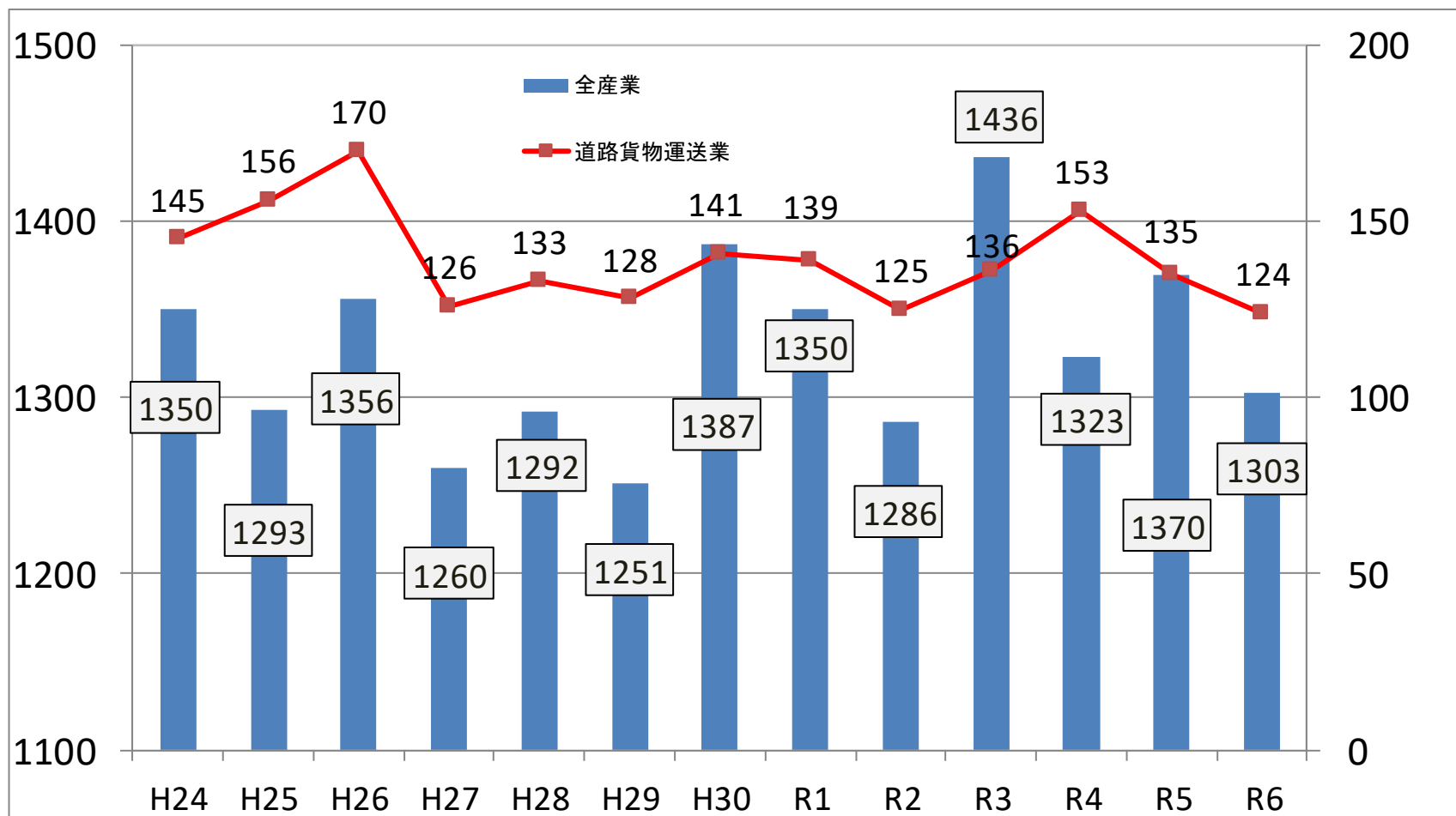
※「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称である。

# 令和6年発生死亡災害事例（奈良局管内）

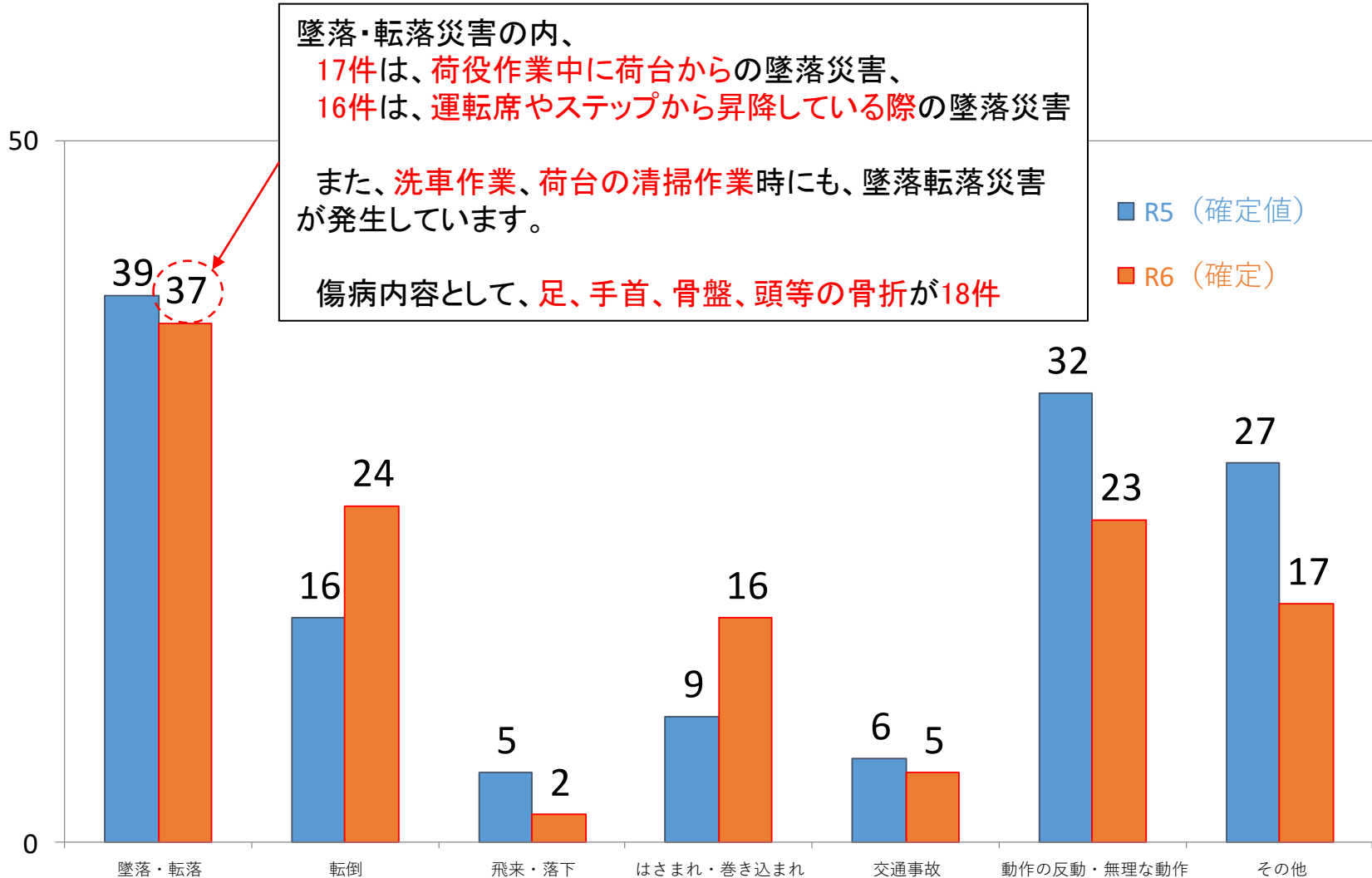
番号	署別	発生月	業種	災害発生概要	起因物 事故の型
1	葛城	4月	その他の事業	法面の地質調査のため、 <b>ボーリングマシンを使用 中、回転するボーリングロッドに巻き込まれた。</b>	動力伝導機構 はさまれ・巻き込まれ
2	桜井	8月	商業	<b>油圧ジャッキを用いて持ち上げた農業機械の下 で整備作業を行っていたところ、農業機械が降下 し、地面と農業機械の間に挟まれた。</b>	その他の乗物 はさまれ・巻き込まれ
3	葛城	9月	医療保健業	出張先において、2階会議室で業務実施後、 <b>一人 で机を持ち階段を下りていたところ、転落して頭部 を強打した。</b>	階段 墜落・転落
4	奈良	9月	ゴルフ場	コース管理を行うため、目土散布機を運転して 移動していたところ、同車両が転倒し、同車両の 下敷きとなった。	その他の一般動力機械 転倒
5	奈良	11月	建設業	<b>脚立を使用し、仮設電線の撤去作業を行っていた ところ、用水路に墜落した。</b>	はしご等 墜落・転落
6	奈良	12月	倉庫業	<b>フォークリフトを運転していたところ、バック した際にプラットフォーム上から同車両とともに 転落し、同車両の下敷きとなった。</b>	通路 墜落・転落

# 奈良局管内における道路貨物運送業 労働災害発生件数の推移

(休業4日以上の労働災害 ※新型コロナウイルス除く)



# 道路貨物運送業 事故の型別 労働災害発生状況（奈良局内）



# トラックでの荷役作業時における 災害防止について

# 荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）



## ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

## ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

## ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

墜落・転落防止：昇降台の導入



腰痛・転倒防止：準備体操の実施



# 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1  
施行

## ● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、**2トン以上5トン未満**のものが**追加**されます。

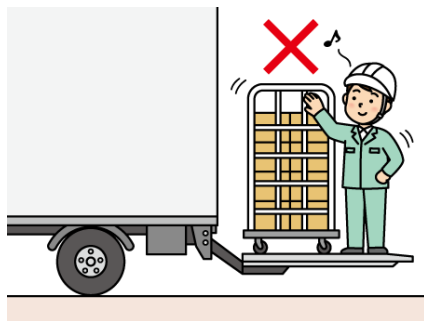
「昇降設備」には、**踏み台等の可搬式**のもののほか、**貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等**が含まれます。

なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



原則として、テールゲートリフターの**昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。**

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。



# 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1  
施行

## ●保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に**保護帽を着用させる義務**の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① **最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車**であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（**平ボディ車、ウイング車等**）。
- ② **最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車**であって、**テールゲートリフターが設置されているもの**（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、**型式検定に合格した「墜落時保護用」**のものを**使用する必要**があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

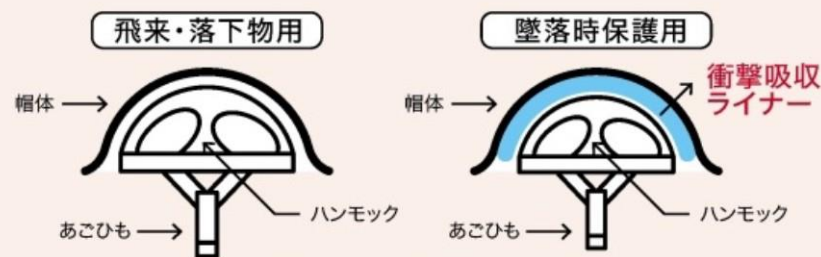
	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)  △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

# 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。

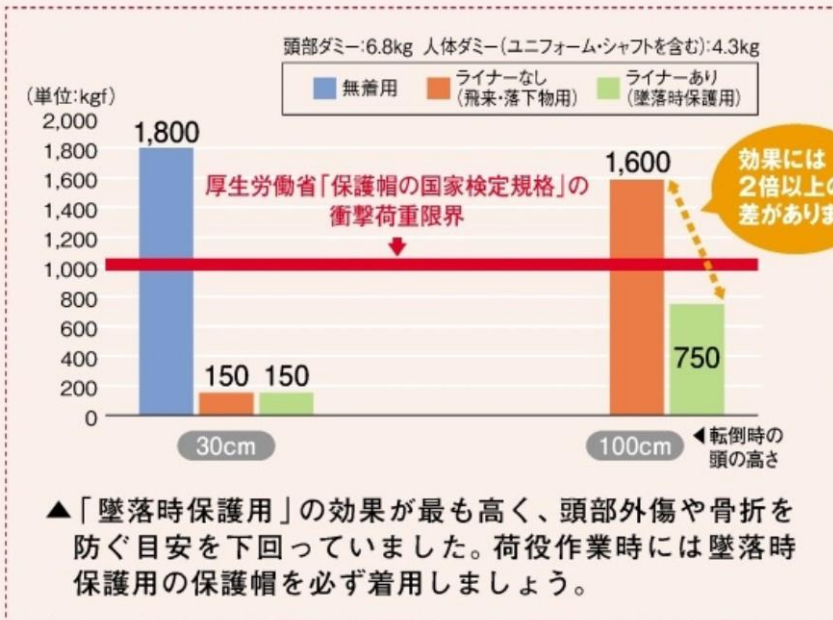


## 衝撃吸収のメカニズム <墜落時保護用の場合>

- 1 ハンモックが伸びて衝撃を吸収します。
- 2 帽体がひずんで衝撃を受け止めます。
- 3 衝撃を受け止めた後、元の形に戻ろうとします。



保護帽は柔らかさによって頭部を守っています！



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## <荷役作業の安全対策ガイドライン>で示されている

### 墜落転落災害の遵守事項

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の**床・地面の凹凸等を確認**すること。  
また、資材等が置かれている場合には**整理・整頓**してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
- ③ **荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業**は、荷や荷台の上で行わず、**出来る限り地上から又は地上での作業**とすること。
- ④ **要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、要求性能墜落制止用器具を使用**すること。
- ⑤ **墜落・転落の危険のある作業**においては、**墜落時保護用の保護帽を着用**すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える**安全な立ち位置を確保**すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、**荷台端付近で背を荷台外側に向け**ないようにし、**後ずさりしない**こと。
- ⑧ **雨天時等滑りやすい状態で作業**を行う場合には、**耐滑性のある靴（Fマーク）を使用**すること。
- ⑨ **あおりを立てる場合**には、**必ず固定**すること。
- ⑩ 最大積載量が**2 t 以上の貨物自動車の荷台への昇降**は、**昇降設備を使用**すること。  
最大積載量が**2 t 未満の貨物自動車の荷台への昇降**についても、**できる限り昇降設備**（踏み台等の簡易なものでもよい。）を**使用**すること。
- ⑪ **荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降**（乗降）については、**三点確保**（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。



可搬式の踏み台等の例

＜荷役災害防止のために＞

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」  
(荷主用)

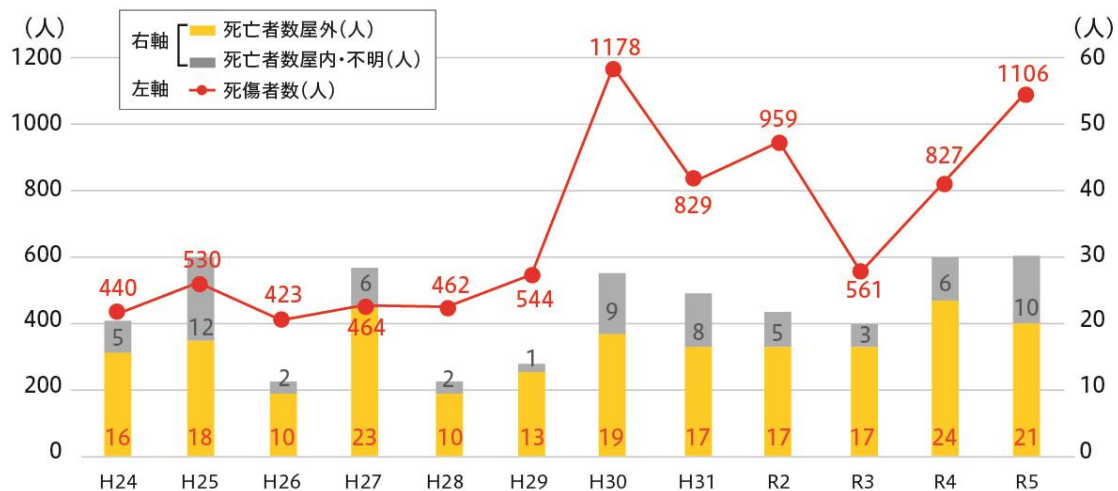
「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」

厚生労働省HPより閲覧、ダウンロード可

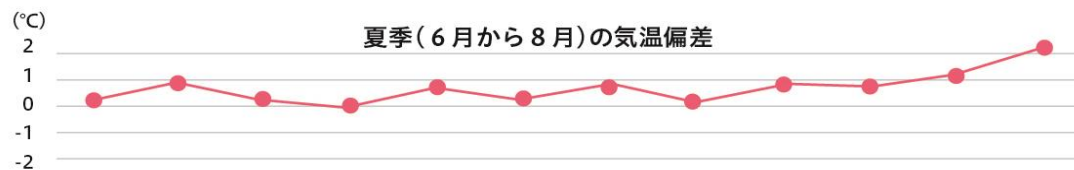
令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が施行されます

職場における  
熱中症対策の  
強化について

## 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

# 熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

## 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で**30人レベル**。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の**約7割**は**屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

## 早急に求められる対策

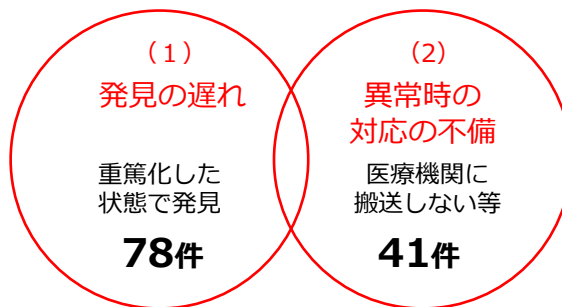
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
**死亡に至させない（重篤化させない）**  
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり





# 職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

### WBGT基準値とは

#### 暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

- ・日本産業規格JIS Z 8504を参考に  
実際の作業現場で測定
- ・実測できない場合には、  
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。





### WBGT基準値の活用方法

#### 表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

##### 基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の  
WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に  
変更すること（表1-1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である  
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。



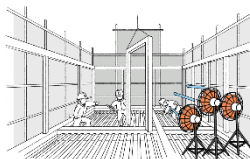
# 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1) 健康診断結果に基づく対応等

#### (2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



#### (3) 労働者の健康状態の確認

#### (4) 身体状況の確認

### 2 作業管理

#### (1) 作業時間の短縮等

#### (2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



#### (4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

### 4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



#### (1) 熱中症の症状

#### (2) 熱中症の予防方法

#### (3) 緊急時の救急処置

#### (4) 熱中症の事例

# 今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方



現場の実態に  
即した  
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、**職場巡視**や**パディ制の採用**、**ウェアラブルデバイス等の活用**や**双方向での定期連絡**などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における**緊急連絡網**、**緊急搬送先の連絡先**及び**所在地等**  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。  
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。  
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業



**熱中症のおそれのある者を発見**

**作業離脱、身体冷却**

**意識の異常等**

**熱中症が疑われる症状例**

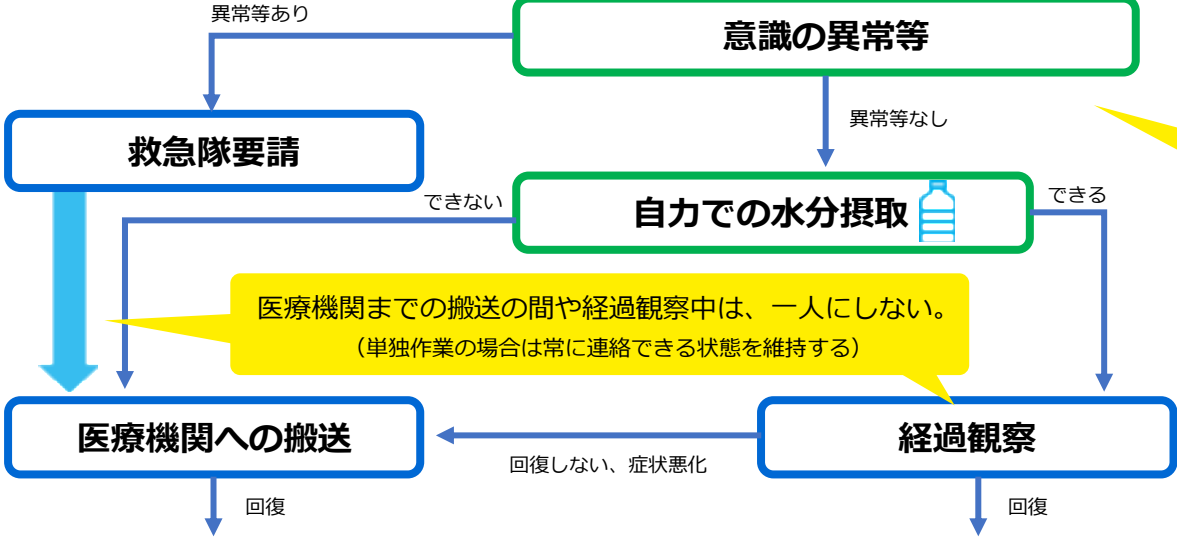
【他覚症状】  
 ふらつき、生あくび、失神、  
 大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】  
 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直  
 (こむら返り)、頭痛、不快感、  
 吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、

① 返事がおかしい  
 ② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、**#7119**等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

### 熱中症が疑われる症状例

#### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、  
大量の発汗、痙攣 等

#### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直  
(こむら返り)、頭痛、不快感、  
吐き気、倦怠感、高体温 等

- ① 返事がおかしい
- ② ぼーっとしている など、  
普段と様子がおかしい場合も、熱中症  
のおそれありとして取り扱うことが  
適当。

医療機関までの  
搬送の間や経過観察中は、  
一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる  
状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要  
に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合  
は、#7119等を活用するなど、専門機  
関や医療機関に相談し、専門家の指示  
を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# “いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、  
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、  
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の  
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を  
超える見込みです  
皆様お疲れ様です。  
本日のWBGT基準値は〇℃です。  
作業時には十分に気をつけて、  
水分補給及び休憩をしっかりと  
お願いします。  
体調不良者が発生した場合は、  
フロア別に基つきま対応いただき、  
〇〇さん(000-0000-0000)へ  
連絡するようお願いいたします。  
それでは本日もよろしくお願  
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】